平成17年11月22日 告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化防止対策の一環として、市内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システム等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東御市補助金等交付規則(平成16年東御市規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 対象システム 次に掲げるものをいう。
  - ア 太陽光発電設備 太陽電池その他の設備を用いて太陽光エネルギーを直接電気に変換する物(電気事業の用に供される物を除く。)で未使用のもの
  - イ 定置型蓄電池 太陽光発電設備で発電した電力を蓄電し、太陽光発電設備と連結する 物で未使用のもの
- (2) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第1項に規定する住宅(店舗との共用住宅及び賃貸集合住宅を除く。)で、市内に存するもの(予定を含む。)をいう。
- (3) 事業所 生産若しくはサービス提供を事業として行う事業所(店舗との共用住宅及び賃貸集合住宅を含む。)で市内に存するものをいう。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は次に掲げる事業とし、交付対象者、交付要件、補助対象経費及び補助金額等は、別表に掲げるとおりする。
- (1) 太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。)に基づき、市内の住宅又は市内の事業所に太陽光発電設備を設置する事業
- (2) 定置型蓄電池設置事業(重点対策加速化事業) 国交付要綱に基づき、市内の住宅又は 市内の事業所に前号により設置する又は設置した太陽光発電設備と組み合わせて、定置型 蓄電池を設置する事業
- (3) 定置型蓄電池設置事業 市内の住宅に設置する又は設置した太陽光発電設備と組み合わせて、定置型蓄電池を設置する事業

(太陽光発電設備の設置場所)

第4条 太陽光発電設備は、住宅又は事業所の屋根に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅又は事業所の屋根に設置できない場合は、この限りでない。ただし、第3条第1項第1号及び第2号に規定する補助対象事業にあっては、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、対象システムに係る設置工事に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第1号及び第2号に規定する補助対象事業にあっては、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

- 第6条 市長は、前条の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査して補助金 の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するも のとする。
- 2 市長は、前項の交付決定にあっては次の条件を付すことができる。
- (1) 申請者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)その他の 法令及び関連通知を順守すること。
- (2) 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が 定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、 備品及びその他の重要な財産とする。
- (3) 申請者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (4) 申請者は、補助対象事業の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助対象事業終了の 翌年度から起算して取得財産等に係る法定耐用年数又はそれに相当する期間(以下「財産 処分制限期間」という。)を経過するまでの間保存すること。なお、電磁的記録により保 存が可能なものは電磁的記録によることができる。
- (5) 申請者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保 に供し、取り壊し、又は廃棄しようとする場合は、市長の承認を受けること。ただし、財 産処分制限期間を経過した場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(6) 市長から補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るための報告徴収、指導及び現地 調査等の依頼があった場合、申請者はこれに応じること。

(計画変更の承認申請及び決定)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、 交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに計画変更・中止・廃止承 認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、計画変更・中止・廃止決定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、対象システムの設置等が完了した日から起算して30日を経過した日 又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助金実績報 告書(様式第5号)に別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の補助金実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、 適正と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により、 補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により補助金額確定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。) は、補助金額確定通知書の交付日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日 の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付請求書(様式第7号)を市 長に提出するものとする。

(交付額の再確定)

- 第11条 補助対象者は、第9条の規定による補助金額確定の通知を受けた後において、補助金に関して違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額するべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した補助金実績報告書(様式第5号)を第8条の規定に準じて提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、第9条の規定に準じて補助金の額の再確定を行うものとする。
- 3 市長は、補助対象者に対し、前項の規定による補助金の額を再確定した場合において、 その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命 ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付が

ない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセント の割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

(協力)

第12条 市長は補助決定者に対し、必要に応じて補助対象事業により設置した対象システム の発電量や自家消費量等に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに改正前の東御市住宅用太陽光発電システム設置補助金 交付要綱の規定に基づき予約の決定を受けた補助金の交付については、なお従前の例によ る。

附 則(平成22年3月2日告示第10号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに改正前の東御市住宅用太陽光発電システム設置補助金 交付要綱の規定に基づき交付額の確定を受けた補助金の交付については、なお従前の例に よる。

附 則(平成23年2月21日告示第16号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日までに改正前の東御市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の規定に基づき交付額の確定を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月27日告示第16号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日までに改正前の東御市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の規定に基づき交付額の確定を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月28日告示第22号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日告示第13号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに改正前の東御市住宅用太陽光発電システム設置補助金 交付要綱の規定に基づき交付額の確定を受けた補助金の交付については、なお従前の例に よる。

附 則(令和元年9月30日告示第14号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和5年9月25日告示第68号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の東御市住宅用蓄電池設置補助金交付要綱の規定に基づき交付額の確定を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和6年2月1日告示第5号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条にただし書を加える改正 規定は告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の東御市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱の規定に基づき交付額の確定を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

## 別表 (第3条、第5条及び第8条関係)

(1) 太陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業)

	X佣权直要未(重点对水加还几要未)
交付対象者	次に掲げる者で、第5条の規定による申請をする年度の2月末日までに第8
	条の規定による実績報告を行うことができる者とする。
	(1) 住宅 市内に住所を有する者(第5条の規定による申請をする年度内に
	市内に転入する者を含む。以下同じ。)で、市内の住宅に太陽光発電設備
	を設置する者。
	(2) 事業所 市内に事業所を有する法人又は個人事業主で、当該事業所に太
	陽光発電設備を設置する者。
交付要件	(1) 住宅にあっては次のいずれかの者に太陽光発電設備を設置させること。
	ア 市内に本店又は支店を有する者(当該本店又は支店と契約し、設置工
	事を行わせる場合に限る。)
	イ 信州の屋根ソーラー事業者認定制度の最新の実施要領に基づく認定事
	業者(当該事業者と契約し、設置工事を行わせる場合に限る。)
	(2) 既存設備の更新の場合は、設置から17年を経過していること。
	(3) 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業
	でないこと。
	(4) 設置する設備は商用化され、導入実績があるものであること。
	(5) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効
	果ガス排出削減効果について、国が認証するJ-クレジット制度への登録を
	行わないこと。
	(6) 設備の設置に係る契約をする場合は、一般の競争に付すなど市が行う契
	約手続きの取扱いに準じて適切に行わなければならない。ただし、一般の
	競争に付すことが困難又は不適当である場合は、この限りでない。
	(7) 前各号に定めるもののほか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要
	領(令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。)
	別紙 $2$ の $2$ ( $2$ ) $r$ ( $r$ )に定める要件を満たすこと。ただし、交付要件 $g$ ( $b$ )
	は適用しないものとする。
補助対象経費	(1) 太陽光発電設備を構成する機器等の購入費
	(2) 太陽光発電設備の設置に係る工事費
	(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
補助金額等	次に掲げる額とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り
	捨てるものとする。

	(1) 住宅 1キロワットあたり7万円に太陽電池出力(太陽電池モジュールの
	JIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出
	力の合計値の低い値でキロワット単位とし、小数点以下を切り捨てる。次
	号において同じ。)を乗じて得た額とし、35万円を上限とする。
	(2) 事業所 1キロワットあたり5万円に太陽電池出力を乗じて得た額とし、
	50万円を上限とする。
交付申請に必要	(1) 附表 1
な添付書類	(2) 太陽光発電設備の設置に係る契約書の写し
	(3) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類
	(4) 太陽光発電設備の設置箇所を示す配置図及び写真
	(5) 太陽光発電設備のメーカー、型式及び容量等が確認できる書類
	(6) 補助金の申請に係る誓約書(様式第1号の2)
	(7) 既存設備の更新の場合は、既存設備の写真及び購入日がわかる書類
	(8) 事業所にあっては市内に事業所を有することがわかる書類
	(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績報告に必要	(1) 太陽光発電設備の設置に係る領収書の写し
な添付書類	(2) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類
	(3) 太陽光発電設備の設置状況を示す写真
	(4) 太陽光発電設備が未使用であることが確認できる保証書等の写し
	(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## (2) 定置型蓄電池設置事業 (重点対策加速化事業)

交付対象者	次に掲げる者で、第5条の規定による申請をする年度の2月末日までに第8
	条の規定による実績報告を行うことができる者とする。
	(1) 住宅 市内に住所を有する者で、市内の住宅に太陽光発電設備設置事業
	(重点対策加速化事業) により設置する又は設置した太陽光発電設備と組
	み合わせて、定置型蓄電池を設置する者。
	(2) 事業所 市内に事業所を有する法人又は個人事業主で、当該事業所に太
	陽光発電設備設置事業(重点対策加速化事業)により設置する又は設置し
	た太陽光発電設備と組み合わせて、定置型蓄電池を設置する者。
交付要件	(1) 住宅にあっては次のいずれかの者に定置型蓄電池を設置させること。
	ア 市内に本店又は支店を有する者(当該本店又は支店と契約し、設置工
	事を行わせる場合に限る。)

イ 信州の屋根ソーラー事業者認定制度の最新の実施要領に基づく認定事 業者(当該事業者と契約し、設置工事を行わせる場合に限る。) (2) 次の価格以下の定置型蓄電池であること。なお、太陽光発電設備の電力 変換装置(パワーコンディショナー)が定置型蓄電池の電力変換装置と一 体型(ハイブリッド)の場合、ハイブリッド部分のうち太陽光発電設備の 電力変換装置に係る経費分を控除することができるものとする。 ア 4,800アンペアアワー・セル未満 1キロワットアワーあたり15万 5,000円 (工事費を含み、消費税及び地方消費税を含まない。) イ 4,800アンペアアワー・セル以上 1キロワットアワーあたり19万円 (工事費を含み、消費税及び地方消費税を含まない。) (3) 既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。 (4) 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業 でないこと。 (5) 設置する設備は商用化され、導入実績があるものであること。 (6) 設備の設置に係る契約をする場合は、一般の競争に付すなど市が行う契 約手続きの取扱いに準じて適切に行わなければならない。ただし、一般の 競争に付すことが困難又は不適当である場合は、この限りでない。 (7) 前各号に定めるもののほか、国実施要領別紙2の2(2)ア(イ)に定める 要件を満たすこと。 補助対象経費 (1) 定置型蓄電池を構成する機器等の購入費 (2) 定置型蓄電池の設置に係る工事費 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの 補助金額等 次に掲げる額とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り 捨てるものとする。 (1) 住宅 1キロワットアワーあたりの定置型蓄電池の価格(本体価格及び 工事費を含み、消費税及び地方消費税を含まない。次号において同じ。) の3分の1の額に蓄電容量(単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使 用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、キロワットアワー単 位とし、小数点第2位以下を切り捨てる。次号において同じ。) を乗じて 得た額とし、51万6,000円を上限とする。 (2) 事業所 1キロワットアワーあたりの定置型蓄電池の価格の3分の1の 額に蓄電容量を乗じて得た額とし、126万6,000円を上限とする。 交付申請に必要 (1) 附表 1

な添付書類	(2) 定置型蓄電池の設置に係る契約書の写し
	(3) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類
	(4) 定置型蓄電池の設置箇所を示す配置図及び写真
	(5) 定置型蓄電池のメーカー、型式及び容量等が確認できる書類
	(6) 定置型蓄電池が太陽光発電設備と接続していることがわかる書類
	(7) 補助金の申請に係る誓約書(様式第1号の2)
	(8) 既存設備の更新の場合は、既存設備の写真及び購入日がわかる書類
	(9) 事業所にあっては市内に事業所を有することがわかる書類
	(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績報告に必要	(1) 定置型蓄電池の設置に係る領収書の写し
な添付書類	(2) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類
	(3) 定置型蓄電池の設置状況を示す写真
	(4) 定置型蓄電池が未使用であることが確認できる保証書等の写し
	(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## (3) 定置型蓄電池設置事業

交付対象者	市内に住所を有する者で、市内の住宅に設置する又は設置した太陽光発電設
	備と組み合わせて、定置型蓄電池を設置する者で、第5条の規定による申請
	をする年度の2月末日までに第8条の規定による実績報告を行うことができ
	る者とする。
交付要件	(1) 既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。
補助対象経費	(1) 定置型蓄電池を構成する機器等の購入費
	(2) 定置型蓄電池の設置に係る工事費
	(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
補助金額等	補助対象経費の10分の1以内とし、10万円を上限とする。ただし、補助金額
	に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。
交付申請に必要	(1) 附表 2
な添付書類	(2) 定置型蓄電池の設置に係る契約書の写し
	(3) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類
	(4) 定置型蓄電池の設置箇所を示す配置図及び写真
	(5) 定置型蓄電池のメーカー、型式及び容量等が確認できる書類
	(6) 定置型蓄電池が太陽光発電設備と接続していることがわかる書類
	(7) 既存設備の更新の場合は、既存設備の写真及び購入日がわかる書類

	(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績報告に必要	(1) 定置型蓄電池の設置に係る領収書の写し
な添付書類	(2) 補助対象経費及びその内訳が記載された書類
	(3) 定置型蓄電池の設置状況を示す写真
	(4) 定置型蓄電池が未使用であることが確認できる保証書等の写し
	(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類